

静岡県告示第721号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月6日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(2)のイの表スルガ銀行株式会社下田支店の項所属の公金収納店の欄中「静岡中央銀行下田支店南伊豆出張所」及び「静岡中央銀行下田支店」を削り、同表スルガ銀行株式会社本店の項所属の公金収納店の欄中

「三井住友信託銀行沼津支店

「三井住友信託銀行沼津支店」を 静岡中央銀行下田支店南伊豆出張所 に、

静岡中央銀行下田支店」

「静岡中央銀行御殿場支店」を 「静岡中央銀行御殿場支店
静岡中央銀行富士宮支店」 に改める。

2の(2)のウの表スルガ銀行株式会社富士宮支店の項所属の公金収納店の欄中「静岡中央銀行富士宮支店」を削る。

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社東静岡支店の項所在地の欄中「191」を「1026番地」に改める。

2の(3)のエの表株式会社静岡中央銀行静岡支店マークイズ静岡出張所の項所在地の欄中「191」を「1026番地」に改める。

附 則

この告示は、平成29年10月16日から施行する。ただし、2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社東静岡支店の項及び2の(3)のエの表株式会社静岡中央銀行静岡支店マークイズ静岡出張所の項の改正規定は、平成29年10月7日から施行する。